



## LINE UP

### CONTENTS

#### ■ 理念を掲げて 1P

長崎オフィス所長よりご挨拶

#### ■ 令和3年度 エイジフレンドリー補助金 2P

#### ■ 専門グループ紹介① 経営サポートグループ 3P

#### ■ マイナンバーカード早期取得のおすすめ! 3P

#### ■ 税務カレンダー・職域接種を進めています・新入社員紹介 4P



## Message

### 「理念を掲げて」

7月23日に開幕した東京オリンピックが、8月8日に閉幕しました。地元開催ということもあってか、日本は参加国で3位となる金メダル27個を獲得、メダル全体での獲得数も58個で5位と、いずれも歴代最高でした。コロナ禍での開催の是非をめぐって大論争となったオリンピックでしたし、選手の皆さんにも葛藤があったそうですが、置かれた環境でベストを尽くし結果を出す精神力は流石だと思います。コロナ禍という環境に負けず、ベストを尽くす精神力を見習いたいと思います。

オリンピックは平和の祭典と言われます。かつてギリシャで行われていた古代オリンピックの開催期間中は、オリンピック参加国間で休戦していたという故事によるもので、オリンピック憲章にも「平和な社会の推進を目指す」と謳われています。この理念によるものでしょうが、オリンピック開幕前に、IOCのバッハ会長が広島を、コーツ副会長が長崎を、それぞれ訪れて原爆の犠牲者に対して献花をしました。単なるパフォーマンスだという批判もありましたが、それが報道されて結果的に平和祈念のメッセージが発信されるのであれば、それでいいと思います。

IOCはオリンピック休戦を世界に提言しましたが、シリアやアフガニスタンの紛争は続きました。広島や長崎は毎年8月に平和宣言を出して核兵器廃絶を訴えていますが、被

爆国である日本ですら米国の核の傘のもと、核兵器禁止条約に参加していません。理念や理想を実現するのは、非常に難しいです。しかし、だからこそ掲げる必要があるのだと思います。簡単に実現できるのであれば掲げる必要はないですし、実現を諦めてしまったらやはり掲げる必要はありません。多くの会社も経営理念を掲げていますが、実現できていることは少ないと思います。しかし、理念を掲げるといことは、その実現に向かって諦めずに改善するという意思の表明です。パフォーマンスだと批判する人もいるでしょうが、理念を掲げて実現を目指し続けることは必要だと思います。

新型コロナのワクチン接種が進めばコロナ禍も収束する、と期待されていましたが、感染力の強い変異型の登場で、また先が読めなくなってきました。ですが、オリンピック選手を見習い、コロナ禍という環境に負けず、ベストを尽くして頑張りましょう。



長崎オフィス 所長  
内田 佳伯

## 令和3年度エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用している中小企業事業者に対して  
上限100万円・補助率1/2の補助金が出る制度のご案内

税理士法人内田会計事務所  
長崎オフィス 副所長  
税理士 内田 裕二

### 01 補助金の趣旨

60歳以上の高年齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりを支援する制度です。



### 02 対象となる事業者

- ① 60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用している。
- ② 中小企業事業者である。※
- ③ 労働保険に加入している。

※労働者数が資本金等のいずれか一方の条件を満たすことが必要です。資本金や出資額がない場合は労働者数で判断します。

| 業種    |                            | 常時使用する労働者 | 資本金又は出資の総額 |
|-------|----------------------------|-----------|------------|
| 小売業   | 小売業、飲食店等                   | 50人以下     | 5,000万円以下  |
| サービス業 | 医療・福祉、宿泊業、情報サービス業、技術サービス業等 | 100人以下    | 5,000万円以下  |
| 卸売業   | 卸売業                        | 100人以下    | 1億円以下      |
| その他業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、保険業等  | 300人以下    | 3億円以下      |

### 03 補助対象・補助金額

- ① 補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要する経費  
「働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防」「身体機能の低下を補う設備・装置の導入」「健康や体力の状況の把握等」「安全衛生教育」といった項目が挙げられています。あくまでも高年齢労働者の職場環境の改善を目的としているため、「高年齢労働者のための経費」であることが明確ではない経費は対象にならないようです。

#### 例示

- 入浴用ストレッチャーやリフト、これらに対応した浴槽。パワーアシストスーツ。
- 飛沫感染防止のための対策費用。一定要件を満たす空気清浄機。
- 通路の段差解消のためのスロープの設置等。階段の手すり設置。床の滑り防止措置。
- 工場内に休憩所およびエアコンを設置。高年齢労働者への空調服の支給。
- 安全衛生研修会や保健指導等の実施。

- ② 補助金額：補助率1/2、上限額100万円（消費税含む）  
補助金申請は同一年度内に1回限りです。  
よって複数の取り組みを行う場合は、まとめた申請になります。

### 04 補助金申請期間

令和3年6月11日～令和3年10月末日

#### エイジフレンドリー補助金

詳しくは、こちらをご覧ください。



<https://www.jashcon-age.or.jp/>



### 05 まとめ

人手不足や定年引上げによって、60歳以上の労働者を雇用する事業者は業種を問わず増えています。今回ご紹介した補助金は、上限額や補助率は高くはないですが、その分、申請のハードルも高くはないです。幅広い業種において環境整備のために活用しやすい内容ですので、この補助金を活用して、高年齢労働者の長期的な活躍のための環境整備に取り組んではいかがでしょうか。

## 専門グループ紹介① 経営サポートグループ

税理士法人 内田会計事務所  
経営支援 2部4課 課長代理  
**西野 孝代**

経営サポートグループです。

このグループは業種に特化した専門グループとは別に、あらゆる業界の経営者の皆様に対して、何かしらのお役にたてる取り組みをするために立ち上げました。

コロナ禍で、様々な補助金・助成金が設定されたり適用範囲が拡大されたりしています。弊社担当者からのお知らせをご覧くださいほか、経営者の皆様もそれぞれに情報収集されていたことかと思えます。

その中のひとつに、私達が認定支援機関としてお手伝いさせていただく「事業再構築補助金」があります。

この補助金は予算額・補助額ともに大きく、早くから話題性もあり高い関心が寄せられました。申請するためには様々な要件があり、誰もが対象となるわけではありません。また、要件を満たしたとしても、そう簡単には採択されないようで、第一回目の採択率は**30.2%**で、**17,050**件の応募に対し**5,150**件が採択されるというなかなか厳しいものでした。弊社申請分からは、**3**件申請し、**2**件が採択されました。第二回目では**6**件を申請しており、この原稿がお手元に届くころには、結果が発表されていると思います(9月上旬までに発表予定)。今は第三回目を**2**件準備中、**5**件ご相談いただいております。

このように「認定支援機関」として税務会計以外でもお手伝いさせていただくことに、グループとして取り組んでいます。どうぞお気軽にご相談ください。



## マイナンバーカード 早期取得のおすすめ！

株式会社 内田会計事務所  
ビジネスサポート部 総務課 主任  
**峰 恵里奈**



マイナンバーカードの利用範囲は広がっています。

- 本人確認の際の公的な身分証明書として利用ができる
- 行政手続きのオンライン申請、コンビニ等で住民票や印鑑証明書などの公的な証明書を取得できる
- 健康保険証としても活用ができるようになり、医療費と紐づくので、確定申告の際に医療費控除がカンタンにできる等

今年は新型コロナウイルスの影響もあり複数の事業所で仕事をされた方は、確定申告が必要な場合がありますが、**マイナンバーカードがあればスマートフォンで確定申告ができるようになります。**

利用範囲が広がるマイナンバーカードですが、登録からカードが手元に届くまで、**3**か月ほど時間がかかります。いざ使いたいと思ってもすぐには使えません。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会に取得してみたいはいかがでしょうか？特に確定申告が必要な方は、是非ご検討ください。

### <マイナンバーカードの申請方法>

- スマートフォンからQRコードを読み込んで申請
- パソコンを使ってWebからの申請
- まちなかの証明写真機からの申請
- 通知カードに同封してある、申請書・返信用封筒を使って郵送での申請
- 地域センター・事務所の窓口から申請

# Calendar

## 税務カレンダー



| 9月 |    |    |    |    |    |    | 10月 |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| SU | MO | TU | WE | TH | FR | SA | SU  | MO | TU | WE | TH | FR | SA |
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |     |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 3   | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 10  | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |    | 24  | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|    |    |    |    |    |    |    | 31  |    |    |    |    |    |    |

- 7月決算法人の確定申告  
【申告期限】9月30日(木)
- 1月決算法人の中間申告  
【申告期限】9月30日(木)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
【納期限】10月中において市町村の条例で定める日

## 職域接種を進めています



新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、内田会計グループ社員及び家族は、V・ファーレン長崎のスポンサーとしてお世話になっているジャパネットグループの協力のもと、職域接種を進めています。

# New member

## 新入社員紹介



おがた たかお

## 緒方 隆男

出身：雲仙市  
出身校：長崎大学商科短期大学部  
趣味：ドライブ

## 一言メッセージ

長年税務職員として勤務し、この度税理士としてふるさと長崎にUターンいたしました。今まで培った経験を経営者の皆様のお役に立てられるよう、取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

## 内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

## お問い合わせ・ご相談はこちらまで

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 [info@uchida.or.jp](mailto:info@uchida.or.jp)

 <http://www.uchida.or.jp>

### 【長崎オフィス】

〒852-8008  
長崎県長崎市曙町4番9号  
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

### 【島原オフィス】

〒855-0802  
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階  
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556